

## 仕様書

### 1 件名

ハイパフォーマンス・サポート事業におけるアスリート支援の委嘱

### 2 概要

スポーツ庁が委託する「ハイパフォーマンス・サポート事業」（以下、「HPS 事業」という。）では、次期オリンピック・パラリンピック競技大会で我が国のアスリートがメダルを獲得できるよう、スポーツ医・科学、情報分野等による多面的で専門的かつ高度なサポートを提供する体制を構築し、メダル獲得が期待される競技のアスリートやスタッフに対して支援を実施する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）が受託した際には、その一環として、国内各中央競技団体（以下、「NF」という。）が実施する強化活動に帯同し、専門的知識を最大限活用した上で、主体的かつ効果的に行う支援活動を委嘱するもの。

### 3 業務内容

国内外で NF が実施する競技力向上に関する強化活動（競技大会、トレーニング、合宿等）に帯同し、以下のいずれか又は複数の分野において、専門的知識を最大限活用した効果的なサポート活動業務（以下「本業務」という。）を行うもの。本業務の実施に必要な JSC への報告書等の作成も含む。

分野	内容
コンディショニング	<ul style="list-style-type: none"><li>・リカバリー及びコンディショニングの側面からの支援業務</li><li>・パフォーマンス向上のためのプログラム実施</li><li>・障害予防対策</li></ul>
トレーニング	<ul style="list-style-type: none"><li>・トレーニングプログラム・トレーニング方法の構築及び指導</li><li>・最新トレーニングプログラムの習得及び選手へのフィードバック</li><li>・主要国際大会に向けた段階的なトレーニング方法の構築、蓄積及び指導</li></ul>
栄養	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養相談、指導</li><li>・コンディショニングとリカバリーのための食環境の提案</li></ul>
心理	<ul style="list-style-type: none"><li>・メンタルトレーニング（チームビルディング等含む）指導</li><li>・心理相談等のサポート活動業務</li></ul>
映像	<ul style="list-style-type: none"><li>・競技大会やトレーニングにおける映像情報の収集</li><li>・強化課題発見のための映像分析</li><li>・強化スタッフが情報共有するためのデータ処理</li></ul>
バイオメカニクス	<ul style="list-style-type: none"><li>・強化現場におけるビデオカメラ等を用いたバイオメカニクスの情報収集</li><li>・モーションキャプチャシステムや床反力計を用いたバイオメカニクスの計測</li><li>・パフォーマンスと動作に関する情報に基づく強化課題の分析</li></ul>
生理・生化学	<ul style="list-style-type: none"><li>・競技会やトレーニング現場での生理学的情報収集</li><li>・生理学的情報に基づく強化課題の分析</li></ul>

#### 4 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※契約期間中、本業務のうち個別の強化活動に対する業務が発生するごとに JSC が被委嘱者に対し業務の実施の可否を確認し、被委嘱者が同意した場合に当該業務を委託することとする。

#### 5 特記事項

- (1) 被委嘱者は、本業務を JSC と被委嘱者との間の業務委託契約書及び本仕様書に基づいて実施する。また、本業務の遂行に当たっては、別に定める「令和5年度ハイパフォーマンス・サポート事業受託者業務ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）」の記載内容を遵守し、これに基づき活動開始前から活動開始後までの一連の活動を行うこと。
- (2) なお、ハンドブックの記載内容については、JSC において必要だと判断した場合、被委嘱者に通知の上、変更することがある。

#### 6 一般事項

- (1) 業務実施に当たっては、JSC 担当職員との連絡調整を密に図ること。
- (2) 本業務の趣旨に鑑み、本業務の履行に必要と認められる事項は、ハンドブック記載の範囲内において、被委嘱者の裁量で実施すること。
- (3) 本件において知り得た情報を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用しないこと。被委嘱者の過失により、情報及び機密に関する情報の漏洩等が発生した場合は被委嘱者が一切の責任を負い、補償するものとする。
- (4) JSC 担当職員への活動単位ごとの活動報告をもって、本業務のうち当該活動が完了したものとす。
- (5) その他、本仕様書及びハンドブックの内容に関して疑義が生じた場合は、JSC 担当職員と協議の上解決すること。
- (6) ハンドブックは被委嘱者の決定過程において、契約書締結までに JSC から被委嘱者に提示する。